

宇陀市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

宇 陀 市

目 次

1. 基本的な事項	1 ~ 15
(1) 市の概況	1 ~ 3
(2) 人口及び産業の推移と動向	3 ~ 7
(3) 市行財政状況等	8 ~ 12
(4) 地域の持続発展の基本方針	13 ~ 14
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16 ~ 17
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
3. 産業の振興	18 ~ 24
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 産業振興促進事項	
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	

4. 地域における情報化	25 ~ 26
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	27 ~ 28
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
6. 生活環境の整備	29 ~ 32
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増	33 ~ 36
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
8. 医療の確保	37 ~ 39
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	

9. 教育の振興	40 ~ 43
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
10. 集落の整備	44
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
11. 地域文化の振興等	45 ~ 46
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	47
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	48
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
過疎地域持続的発展特別事業	49 ~ 54

宇陀市過疎地域持続的発展計画

1. 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要

【自然的条件】

本市は、奈良県の北東部に位置し、北は奈良市、山添村、西は桜井市、南は吉野町、東吉野村、東は曽爾村、三重県名張市に接している。市の総面積は247.50km²で、県全体の6.7%を占めている。

また、大和高原とよばれる高原地帯に位置しており、一定の平野部を有しているものの、山間部にも集落等が点在している。土地利用の状況は、山林が全体の約72%を占めており、宅地は約4%に過ぎない。

気候は、内陸性気候であり、冬は季節風の影響を強く受けるため寒さが厳しい一方で、夏は冷涼である。降水日数も多く、年間降水量は約1,500mmとなっている。

【歴史的条件】

平成18年1月1日に奈良県宇陀郡を構成していた6町村の内、旧大宇陀町・旧菟田野町・旧榛原町・旧室生村の4町村が合併し「宇陀市」が誕生した。

平成29年4月1日には、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、宇陀市全域が過疎地域として指定された。

以降、令和3年4月1日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、引き続き宇陀市全域が過疎地域として指定を受けている。

【社会的条件】

近鉄大阪線によって、京都・大阪方面や名古屋・伊勢方面と結ばれており、また、大阪方面から本市への自動車によるアクセスは、名阪国道針ICと大阪・松原JCT（西名阪自動車道）が約1時間で結ばれる距離にある。

【経済的条件】

本市の経済、地域社会を支える基幹産業は、農林業である。水稻を基幹として、宇陀牛などの畜産、農業振興に向けて推進している薬草や高原野菜の栽培などが行われているが、近年、農地転用や、後継者難等による耕作放棄が進むなど、農業に衰退傾向が見受けられる。

また、本市の土地利用の7割以上が山林であるため、林業は重要な産業となっている。しかし、木材需要及び木材価格の低迷により林業全体が疲弊し衰退していることで林業の活性化対策を見いだせずにいるのが現状である。

工業は、木材・木製品を扱う製材業が中心となっており、吉野葛をはじめとした伝統的な食品の製造業、毛皮革産業など特徴ある伝統的な地場産業がみられるが、年々事業所数、従業員数、製造品出荷額等減少している。

商業についても小規模小売店が多く、購買力が他市に流出しているため、年々小売販売額や事業所数が減少している。

本市経済は、既存の産業の活性化や新たな産業の展開など地域経済の活性化に向けた取り組みを強化していくことが必要となっている。

イ 過疎の状況

本市の人口は、農林業の衰退、経済成長に伴う都市化の進展により、若年層を中心に都市部へと流失していったため、減少が続いている。また、オイルショック以降基幹産業である毛皮革産業等の衰退により、若年層の労働力を吸収する職場の確保が十分でなく、より一層若年層を中心とした人口の流出が続き、少子高齢化が著しく進行している。

特に年少・若年人口（0歳～29歳）の減少が著しく、年少人口（0歳～14歳）では、昭和50年と平成27年を比較すると60.8%減少している。また若年人口（15歳～29歳）についても、昭和50年から平成27年にかけて59.7%減少している。

一方、高齢者の人口状況を見ると、昭和50年における高齢化率は11.9%であったが、平成17年に25%を超え、さらに平成27年には36.6%と高齢化が進んでいる。また、中には高齢化率が60%を超えている地域もある。

こうしたことから、基幹産業である農林業や地場産業である銘木産業、毛皮革産業の労働力の低下、後継者不足等により、地域の活力が低下するといった深刻な問題を抱えており、全国に誇る伝統産業・地場産業が将来へ継承できるように、新しくチャレンジする事業への支援・産業情報や特産品のPR等が必要となっている。また、若年層が減少していることから、本地域の積極的な魅力発信、空き家の活用による移住定住の促進や雇用の場の創出、結婚・出産・子育て世代への魅力ある支援の充実をはじめとする少子化対策などを実施するとともに、高齢者の生きがいづくりをはじめとする対策など、包括的に図っていく必要がある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

近年の全国的な社会経済環境の影響により、農林業や商工業を取り巻く状況は厳しく、就業人口は第3次産業へ移行しているが、産業構造の大きな変化に伴う第1次産業や第2次産業の減少を、第3次産業で吸収しきれないことが、人口減少の主な原因である。

本市の地域経済を活性化させるためには、地域特性を活かした経済活動と雇用機会を確保することが最も重要である。そのため、農業等生産基盤の整備や薬草・高原野菜や宇陀牛、木材製品や毛皮革製品をはじめとする既存産業を付加価値の高い商品にするるとともに、新たな特産品・加工品の開発や企業・人材育成の強化など、地域産業の振興を図る必要がある。

また、地域経済の活性化を推進するためには、農林業や商工業との連携により、本市が全国に誇る自然、歴史、文化、景観などの豊かな地域資源を積極的に活用し、来訪者の増加を図り交流を活発にすることが重要である。

本市への関心や興味を持ってもらえるよう、地域の魅力を発信するとともに、様々なイベントの開催や受け入れ態勢を整えることやスポーツツーリズムのより一層の普及により市民だけでなく、広く市外からの来訪者との交流を深めることが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と今後の見通し

本市の総人口は、平成7年までは4万人前半で推移していたものの、平成17年には、37,183人となり、それ以降は減少傾向にある。平成27年には、31,105人となっており、平成17年と比較すると、6,078人(16.3%)減少している。

また、年齢階層別の推移は、昭和50年には年少人口(0～14歳)の割合が20.5%、生産年齢人口(15～64歳)の割合は67.6%、老年人口(65歳以上)の割合は11.9%であったが、平成27年には年少人口の割合が9.6%に、生産年齢人口の割合が53.7%に低下する一方で老年人口の割合が36.6%に上昇おり、急速に少子高齢化が進展している。

国立社会保障・人口問題研究所による、平成27年の国勢調査における人口を基準とした本市の人口推計は、今後も減少を続け、2030年(令和12年)に22,249人、2035年(令和17年)には19,419人となり、2040年(令和22年)には16,677人にまで減少すると推計されている。この間、老年人口の割合は、2030年(令和12年)に48.2%、2040年(令和22年)には52.7%に上昇すると推計されており、高齢化が進行することになる。一方、年少人口の割合は2030年(令和12年)には7.6%、2040年(令和22年)には6.9%に、生産年齢人口は2030年(令和12年)には44.1%、2040年(令和22年)には40.3%に低下すると推計されている。

表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(宇陀市)

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 41,569	人 37,269	% △10.3	人 41,736	% 12.0	人 37,183	% △10.9	人 31,105	% △16.3	
0 歳～14 歳	人 12,402	人 7,643	% △38.4	人 7,783	% 1.8	人 4,231	% △45.6	人 2,997	% △29.2	
15 歳～64 歳	人 26,026	人 25,206	% △3.2	人 27,490	% 9.1	人 23,280	% △15.3	人 16,718	% △28.2	
うち 15 歳～ 29 歳(a)	人 9,748	人 9,136	% △6.3	人 7,687	% △15.9	人 6,153	% △20.0	人 3,685	% △40.1	
65 歳以上 (b)	人 3,141	人 4,420	% 40.7	人 6,463	% 46.2	人 9,670	% 49.6	人 11,386	% 17.7	
(a)/総数 若年者比率	% 23.5	% 24.5		% 18.4		% 16.5		% 11.8		
(b)/総数 高齢者比率	% 7.6	% 11.9		% 15.5		% 26.0		% 36.6		

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 28,121	% △9.6
0 歳～14 歳	人 2,481	% △17.2
15 歳～64 歳	人 13,770	% △17.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	人 2,943	% △20.1
65 歳以上 (b)	人 11,793	% 3.6
(a)/総数 若年者比率	% 10.5	
(b)/総数 高齢者比率	% 42.0	

※不詳データが存在するため、年齢区分の合計が総数にならない場合があります。

表1-1 (2) 人口の見通し

	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)
宇陀市の将来展望(H27策定)	32,563	30,260	28,207	26,323	24,625	23,157
シミュレーションA	31,105	28,079	25,841	23,869	22,074	20,418
シミュレーションB	31,105	28,079	25,847	23,525	21,105	18,632
社人研準拠の人口推計	31,105	28,079	25,130	22,249	19,419	16,677
シミュレーションC	31,105	27,585	23,972	20,352	16,816	13,342

宇陀市の将来展望:H27策定の人口ビジョンより

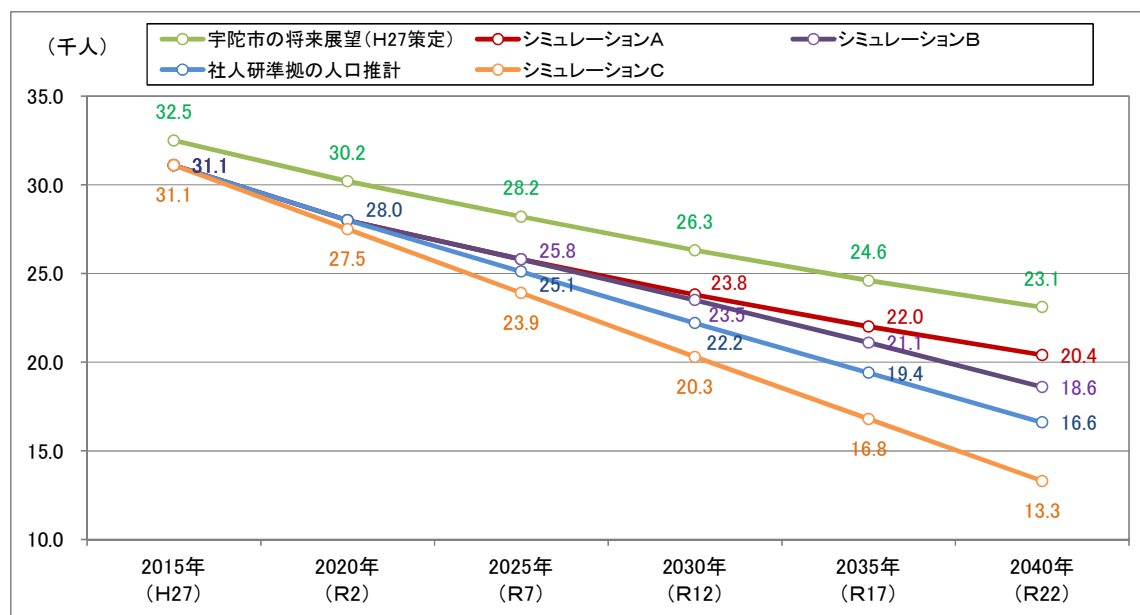
シミュレーションA: 社人研準拠の人口推計+合計特殊出生率が年々上昇+人口移動が年々改善+生残率が改善(一定値)

シミュレーションB: 社人研準拠の人口推計+人口移動が改善(一定値)

社人研準拠の人口推計

シミュレーションC: 社人研準拠の人口推計+H30年度と同程度の合計特殊出生率+H30年度と同程度の社会増減数(約300人/年)

※社人研準拠の推計は、内閣官房まちひと・しごと創生本部事務局から提供されたものを使用。社人研から公表された基礎データに基づき再計算しており、端数処理等の関係で、「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)とは、若干数値が異なることに留意が必要。



② 産業構造の現況と今後の動向

(ア) 産業構造の現況

平成27年の国勢調査による本市の就業者の総数は13,995人で、平成2年と比較すると、5,426人の減少となっているが、総人口に占める割合にほぼ変化はなく、就業者数の減少は若年層の流出と関連しているものと思われる。

また、産業大分類別人口の構成では、第1次産業と第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加している。しかし、第3次産業への移行が進んでいるものの、第1次、第2次産業の就業者数の減少分を補うにはいたっていない。

(イ) 産業構造の今後の動向

第1次産業については、地域に根ざした収益性の高い農林業の振興を図るとともに、加工販売・流通の促進など、経営力のある生産体制を強化し、6次産業化を推進する必要がある。また、本市にゆかりのある薬草を活用した農業の活性化を図る。

第2次産業については、創業、企業立地を促進するとともに、情報基盤の整備などを進め、企業の経営の近代化や技術開発を支援し、地域経済の成長と雇用の場を創出する必要がある。

第3次産業については、地域住民の日常的な生活の場である商店街の再生・活性化に向けた取り組みを進めるとともに、本市の特色を活かした新たな産業が生まれる工夫をする必要がある。

表 1 - 1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)
(宇陀市)

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年度		平成 17 年度	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 20,663		人 18,083	% △12.5	人 19,421	% 7.4	人 17,239	% △11.2
第一次産業 就業人口比率	% 48.0		% 26.8	—	% 12.4	—	% 10.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 23.6		% 28.9	—	% 30.4	—	% 24.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 28.4		% 43.9	—	% 54.7	—	% 64.0	—

区分	平成 27 年度		令和 2 年度	
	実数	増減率	実数	増減数
総 数	人 13,995	% △18.8	人 12,496	% △10.7
第一次産業 就業人口比率	% 8.6	—	% 7.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 21.8	—	% 21.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 66.0	—	% 68.1	—

※産業区分の分類が出来ないものがあるため、100%にはなりません。

(3) 市行財政の状況

① 行財政の現況と動向

平成18年1月1日に旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町、旧室生村の合併によって宇陀市が誕生し、15年が経過した。経常収支比率については合併直後の107.7%をピークに行財政改革等により改善し、平成27年度には95.1%となった。しかしその後合併算定替の縮減等による普通交付税の減少等により悪化し、令和元年度は満期一括償還による公債費の増加により、103.1%となっている。これは類似団体に比して人件費・公債費に係る割合が高いことが要因となっている。

なお、令和2年度は、普通交付税において新たな算定項目が創設されたことによる増加や公債費の減少により、97.0%の見込みとなっている。

人件費について、合併後勸奨退職年齢の引き下げや新規採用の抑制による職員数の減少により、総額は減少してきているが、ラスパイレス指数にあつては類似団体を上回っており、令和元年度で人口1,000人あたり職員数は本市が11.84人であるのに対し、類似団体では、10.18人であり約1.16倍となっている。

また、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、市が保有する公共施設に関する現状と課題を調査・分析し、計画的な維持修繕による長寿命化や施設保有量の最適化など、保有する公共施設を最適に維持管理し、有効活用を図ることで、適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させる取組を進めている。

公債費について、合併以前より基幹産業のない山間の地域であるため、財政基盤は脆弱であり、地方債に資金を求めてきた。合併後は、発行総額の抑制により、公債費は減少してきたものの、負担は非常に重たく、厳しい財政運営となっている。

表1-2(1) 市町村行財政の状況
(宇陀市)

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度
歳入総額 A	20,719,705	19,448,972
一般財源	13,522,002	13,031,914
国庫支出金	2,073,546	2,139,189
都道府県支出金	1,213,905	944,827
地方債	2,114,100	2,499,900
うち過疎債	32,000	746,500
その他	1,796,152	833,142
歳出総額 B	20,159,810	18,753,877
義務的経費	15,368,934	14,353,643
投資的経費	2,137,468	2,505,800
うち普通建設事業	2,023,903	2,424,438
その他	2,653,408	1,894,434
過疎対策事業費	121,881	1,534,309
歳入歳出差引額C(A-B)	559,895	695,095
翌年度へ繰り越すべき財源D	149,030	52,927
実質収支C-D	410,865	642,168
財政力指数	0.309	0.304
公債費負担比率	27.7	23.2
実質公債費比率	21.1	16.7
起債制限比率	17.5	—
経常収支比率	94.2	95.1
将来負担比率	198.1	143.2
地方債現在高	32,126,643	27,153,343

表1-2(1) 市町村行財政の状況
(宇陀市)

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
歳入総額 A	18,601,090	22,326,791
一般財源	12,038,995	12,035,911
国庫支出金	1,893,252	5,433,336
都道府県支出金	1,034,850	1,408,056
地方債	2,020,800	2,158,500
うち過疎債	793,300	1,507,600
その他	1,613,193	1,290,988
歳出総額 B	18,395,682	22,174,609
義務的経費	13,974,567	17,628,589
投資的経費	2,017,965	2,450,908
うち普通建設事業	1,678,018	2,318,634
その他	2,403,150	2,095,112
過疎対策事業費	2,598,206	3,383,451
歳入歳出差引額C(A-B)	205,408	152,182
翌年度へ繰り越すべき財源D	26,034	21,699
実質収支 C-D	179,374	130,483
財政力指数	0.287	0.288
公債費負担比率	21.3	18.1
実質公債費比率	14.4	13.4
起債制限比率	—	—
経常収支比率	103.1	97.0
将来負担比率	124.7	108.6
地方債現在高	24,516,340	24,316,347

② 施設整備水準等の現況と動向

本市の北側に位置する名阪国道（国道25号）は、京阪神と中京を結ぶ自動車専用道路であり、重要な広域幹線となっている。また国道165号は、本市と桜井市及び名張市とを結び、国道369号は奈良市、名阪国道と本市とを結ぶとともに、松阪市へ通じている。国道370号は、吉野・熊野方面へ、国道166号は、本市と桜井市を結ぶとともに、伊勢方面へ向かう幹線道路となっている。

これらの国道は主要地方道、一般県道、広域農道等によりネットワークがなされているが、市街地部、山間部ともに未整備区間が多く、地域間のアクセスは十分とはいえない状況にある。また、市道についても改良率は低い状況にある。

公共交通は、自家用車の普及と鉄道・バスの乗客数の減少から、公共交通体系は大きく変化している。鉄道については、近鉄大阪線が本市を東西に横断しており、本市内には3駅が設置されている。榛原駅は大阪方面への交通条件が良く、大阪都市圏への通勤・通学の拠点駅として利用されているが、室生口大野駅、三本松駅は駅員が無配置となり、乗降客が減少している状況である。

バスについては、路線バス、市営有償バス、公共交通空白地有償バス、デマンド型乗合タクシーを運行しているが、利用者の減少が続き、路線バスにおいては、市が赤字補填を行っているような現状である。

水道の普及率は、市全体では87.3%となっているが、全国平均よりも低い状況である。今後とも水道未普及地域の解消と家庭用井戸水から水道水への転換を推進していかなければならない。

一方、宇陀市全体の下水道水洗化率については、公共・特環合わせて下水道の整備により90.2%となっている。

また本市には、2次医療病院の公立病院が1施設、民間病院が1施設、また1次医療機関（診療所・クリニック）が16施設、歯科診療所が11施設、開業して医療サービスを展開している。しかし地域によれば、1地域に1次医療施設が1施設しかない医療希薄地域もある、また、開業医の高齢化による医療提供の減少が考えられ、今後の大きな課題であると思われる。市内全地域に対して、地域包括ケアの推進及び、医療提供の充実体制の推進が必要と考えられる。

高齢者等が介護保険を利用できる施設として市内には、介護福祉施設（特別養護老人ホーム）が5ヶ所、介護老人保健施設が1ヶ所、認知症対応型グループホームが4ヶ所あり、その他にも、デイサービス等介護保険に関係する事業所も多数あり、介護保険事業に係る施設整備ができています。

情報基盤の整備については、ケーブルテレビ網の整備により地域間の情報通信格差は解消している。これにより自主放送番組を視聴できる環境が整い、行政情報をはじめ、地域情報や災害情報を提供することが可能になっている。デジタル社会の実現に向け、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことで、多様な幸せが実現できる社会を目指していきたい。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況
(宇陀市)

区 分	昭和 5 5 年度末	平成 2 年度末	平成 1 2 年度末	平成 2 2 年度末
市 町 村 道				
改良率 (%)	1 6 . 3	3 7 . 6	4 0 . 2	4 4 . 8
舗装率 (%)	3 2 . 3	6 9 . 0	7 7 . 2	7 9 . 8
農 道				
延 長 (m)	—	—	—	5 7 , 0 2 1
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	6 7 . 3	2 0 . 6	3 2 . 5	—
林 道				
延 長 (m)	—	—	—	6 9 , 3 5 8
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	1 0 . 2	1 1 . 1	1 2 . 1	—
水道普及率 (%)	4 7 . 1	5 8 . 7	7 7 . 0	8 4 . 0
下水道水洗化率 (%)	—	8 4 . 6	7 7 . 2	8 5 . 8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	5	1 0	9	7

区 分	令和元 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道		
改良率 (%)	4 3 . 1	4 3 . 1
舗装率 (%)	7 5 . 2	7 5 . 2
農 道		
延 長 (m)	5 7 , 0 2 1	5 7 , 0 2 1
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—
林 道		
延 長 (m)	6 8 , 3 6 2	6 8 , 3 6 2
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—
水道普及率 (%)	8 7 . 0	8 7 . 3
下水道水洗化率 (%)	9 0 . 1	9 0 . 2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	8	8

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷と担い手不足など多くの問題を抱えているが、その一方で、美しい自然環境や豊かな森林資源などに恵まれ、多くの歴史文化遺産や、独自の歴史・文化を有している。

令和2年度からは、宇陀市まち・ひと・しごと創生総合戦略を第2次総合計画に統合し、総合計画における将来像及び6つの目指すまちの姿を目標に事業を展開しており、今後の過疎対策では、これまで進めてきた施策を大切にしながら、新たな地域の魅力を創出し、人口減少や少子高齢化の課題解決に向けた取り組みを進め、地域の活性化を図る。

○将来像

『みんなが生きがいをもって暮らせる魅力ある健幸なまち 宇陀市』
～輝く歴史と文化の息づくまち～

○目指すまちの姿

1. 健幸なまち

市民の誰もが身体面の健康だけでなく、生きがいを感じ、安心して豊かな生活を送れるまち「健幸都市”ウェルネスシティ宇陀市”」の実現を目指す。また、「自助」「互助」「共助」「公助」の理念を浸透させ、地域の特性を活かして「健幸」を実現するためのまちづくりを推進する。

2. 暮らしやすいまち

本市の魅力向上のために、誰もが住み良いまちづくりや移住・定住を促進する。また、公共交通や道路交通網、上下水道や情報通信基盤などの公共インフラの持続的な整備・維持・活用とともに、災害に備えた安全・安心な暮らしの実現を目指す。

3. 活力あるまち

地域資源を確実に未来へ継承していくための保全と多様な活用の方法を検討し、豊かで活力と個性がある地域産業の構築と持続可能な地域経済の発展に努める。さらに、インバウンドの増加や多様化する観光ニーズを踏まえて観光戦略を推進し、交流人口の増加を目指す。

4. 生涯輝くまち

誰もが自分らしく生涯を通じて輝き、よろこびや生きがいをもって暮らせることは、本市が目指す将来像の実現に向けた基本である。地域の特性を活かして、誰もが学び、働き、活動できる地域づくりを進めるとともに、様々な活動に取り組める文化的環境の整備に努める。

5. 自然豊かなまち

豊かな自然や美しい田園風景と調和したまちづくりは本市の魅力の一つである。環境問題への対処や本市の魅力向上のため、循環型社会への取組運動等、環境保護を地域づくりに活かしながら自然と共生した、持続可能で快適なまちを目指す。

6. 地域力を発揮するまち

多様なニーズや高度な課題に対して、行政だけで取り組むことは難しく、地域が一体となることが重要となる。本市に住むみんなで自分たちのまちについて考え、取り組む体制を整備して住民自治の確立を図り、地域力を最大限に発揮できるまちを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく基本目標は、次のとおりとする。

(数値目標)

目標指標	基準値 (令和2年度末)	目標値 (令和7年度)	備考
総人口数	29,090人	25,841人	将来人口推計
転入者数	631人	663人	基準値の5%増加
出生者数	81人	100人	基準値の24%増加

(定性目標)

項目	目標
関係人口数	関係人口の増加政策を行い、将来的な定住人口の増加を目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

地域の持続的発展のための基本目標に対して、達成度の評価を行うとともに、各施策分野については、総合計画において毎年実施している事業評価により、PDCAサイクルに基づいた効果検証を行う。

また、計画全体の進捗状況については、毎年、議会へ報告を行い、計画とともに公表する。

(7) 計画期間

この計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、これまで人口増加や市民ニーズに対応するため、多くの公共建築物、道路や上下水道等のインフラ施設を整備してきたが、これらの公共施設は、市民共有の財産として、市民の暮らしを支え、また、地域におけるコミュニティ活動の拠点として大きな役割を果たしている。

一方で、少子高齢化の進行により、既に人口は減少傾向にあり、今後さらに人口が減少することが予測されている。また、合併による類似施設の増加や公共施設等の多くは高度経済成長期に整備されていることから、老朽化する公共施設の維持管理費用や更新費用の確保といった様々な問題に直面している。

これらを踏まえ、住民ニーズに対応した行政サービスを将来にわたって、適切に提供し続けることができるよう、本市を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を把握・分析・検討し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくため、平成29年3月に「宇陀市公共施設等総合管理計画」を策定し、①安全に長く使う ②適正な量で効率的に使う ③みんなで継続的に取り組む という3つの基本的な方針を定めている。

本計画では、宇陀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方にに基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住・地域間交流の促進

本市では、人口減少対策の一環として、移住者の呼び込み、定住の促進策を展開している。なかでも、空き家対策と起業者支援は、空き家の改修費を補助し、起業支援を行っている。移住者同士の繋がりもあり、年々起業者は増加傾向にある。

しかし、市内に存する空き家は多いが、空き家情報バンクに登録する物件と利用希望者の数が実際には伴っていないことが問題であるため、空き家情報バンクの発信媒体や内容が今後の課題となっている。

また、新規住宅取得者に市のウッピー商品券を交付し、子育て世代には加算も行っている。これにより、住宅取得の初期費用を賄うなど、地域の消費喚起に寄与している。このように、一つの補助金や支援金に複数の効果をもたせることや、一過性の施策に終わらせずに継続して支援していくことが必要である。

東京一極集中の是正、急激な人口減少の解消は、全国的な課題であり、本市においても同様である。そこで、市の内外に本市の魅力を発信し、多くの人に宇陀市を知っていただき、定住していただけるように認知度を上げていくことが喫緊の課題となっている。また、起業者や、既存の商店等が有機的に連携することで、需給相互要請に応え地域間の交流を促進していく必要がある。

②人材育成

人口の減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が著しく、集落自体の存続が懸念される。集落機能を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要がある。

(2) その対策

①移住・定住・地域間交流の促進

■定住につながる環境づくり

本市では、空き家情報バンクを令和2年度にリニューアルし、空き家の利用者側の登録を始めた。このことで、空き家の出し手側の情報を速く伝えることができ、需給バランスからも双方にメリットが生じることになる。

また、本市をより深く知っていただく機会として、移住体験施設を整備し、移住定住につなげたい。

■地域間交流

平成28年度から実施している空き家を活用した起業支援事業によって、30件超の新規開業者が本市で活動している。これからの新規開業者のネットワーク構築を図り、店舗利用者への情報発信を行う。その取組みが既存店舗へと広がることで、市に新たな活力の創造・発展が期待できる。

■プロモーション

本市では、宇陀市と自由を組合せ「じゅうだ」というロゴを作成し、市内外に発信を始めている。様々な自由な取組みを宇陀の地で実施する。

市の活性化を図るとともに、自由な宇陀市を移住・定住の地として選んでいただけるよう、各種のプロモーション活動を展開していく。

②人材育成

■地域おこし協力隊をはじめとした外部人事を積極的に活用することで、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の促進、 人材育成	(1) 移住・定住	移住体験施設整備事業	宇陀市	
		駅前交流施設整備事業	宇陀市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	定住促進奨励金	宇陀市	
		空き家対策・起業者支援事業 補助金	宇陀市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流	まちづくり協議会支援事業	宇陀市	
		いきいき地域づくり補助金 事業	宇陀市	
		まちづくり活動応援補助金	宇陀市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

宇陀市公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本市の農業は、交通の便などの地理的条件から、若者は就労の場を都会に求め、農業従事者の高齢化及び担い手後継者不足が進むとともに、輸入農産物の増加や産地間競争等、農業経営を取り巻く環境は厳しくなっており、地域の活力低下につながっている。一方で、気候・風土に恵まれた、本市高原の地において新たに就農を求める声もあり、新規就農への十分な支援が必要である。

また、消費者の「食」の安全性への関心が高まるなかで、従来の化学合成農薬や化学肥料などの使用を少なくし、環境に負荷の少ない農業や、農産物の安全性、健康に対する消費者ニーズに応えるため、環境と調和のとれた持続的な農業の展開が重要になってくるとともに、地域に根ざした「顔がみえる」「安全で安心な農作物」の取り組みを進め、質の高い農産物の生産が求められている。

また、有害鳥獣被害に遭い、営農意欲を失うことによる離農が課題となっており、放置田畑に雑草が生い茂り、鳥獣がひそみやすくなり、「荒廃農地」は年々増加している。適正な農地管理を行い、防除柵の設置により被害拡大を抑止していくとともに、個体数を減らすための有害鳥獣対策の人材育成等を行い、鳥獣被害に遭いにくい環境を整えることが必要である。

② 林業

本市の林業は、早くから発達し個人所有化が進んでいることから小規模林家が多いという特徴がある。また、木材需要及び木材価格の低迷によりわが国の林業全体が疲弊し衰退している状況下においては、山林所有者だけでなくその関係者でさえ、林業の活性化対策が容易には進まない状況にある。林業従事者については、高齢化と後継者不足のため、全国的に減少傾向にある。

また、森林には温暖化の防止など環境保全機能や森林浴等による癒しの効果もあるため、まちの財産のひとつとして、適切な維持・管理に努め、森林の適切な施業による機能保持をすることが必要である。

③ 商工業

少子高齢化や若者の流出による人口減少の進行に伴い、地域産業や小売業における企業数、事業所数、従業員数は減少傾向にあるため、産業の活性化及び新たな雇用の創出を進めていく必要がある。

④ 観光

観光の振興を図ることは、旅行業、交通業、宿泊業、飲食業など様々な業種に及ぶすそ野の広い産業であり、地域に幅広い経済効果をもたらすと同時に、雇用の場を創出させるなど、市全体にとって非常に大きな波及効果がある。

本市における観光客数は、年々減少傾向であるが、令和2年度に日本遺産の認定を受けた室生寺をはじめとする歴史・文化遺産に加えて、「宇陀市記紀万葉」や「神武東征」、「壬申の乱」などをテーマに宇陀の魅力を内外にPRする必要がある。

更に、高齢社会を迎える中、観光ニーズは参加・体験・学習を主とした体験型観光へ移行している状況も踏まえ、歴史文化、自然環境、温泉など本市の特色ある観光資源を活かした観光振興を図るとともに、ターゲットを絞った新たな誘客戦略を展開する必要がある。

(2) その対策

① 農業

■農業生産基盤の整備と農地の保全

農道等の農業生産基盤の整備を進めるとともに、鳥獣害対策や耕作放棄地解消へ向けた取り組みや中山間地域対策等により、農地の保全を図る。また、農地中間管理機構を活用し、農地利用の集積・集約化を推進する。

■農業経営・生産・流通体制の強化

農業生産法人の育成、農地の集約化、流通システムとの連携や農産物の加工販売促進、観光農業や農業体験の展開等、経営力のある生産体制の強化を支援し、6次産業化を推進する。特に本市にゆかりのある薬草について、新たな栽培品種の増加等を通じて、薬草のまちとしてのPRや生産者の所得向上を目指す。

■付加価値の高い農産物づくりの推進

薬草のまち宇陀として、機能性のある農産物の栽培や食品を開発し、ブランド化を図ることで、付加価値をつけて収益性の改善に努める。

■特定農業振興ゾーンの設定

農地を有効に活用し、農業の効率化や農地整備等を行い、高収益作物の生産拡大や品質・生産性の向上を図り、大和高原宇陀ブランドとして農業振興を目指す。

② 林業

■林業経営・生産・流通体制の強化

林業産物の加工販売・流通の促進として、木材・間伐材の利用促進を図るため、付加価値のある木材加工製品の生産を推進する。併せて、農産物直売所や林業の中核的な存在である森林組合の強化と組合事業の拡充、運営の改善を図る。

■森林の保全と多面的利用の促進

目指すべき森林（恒続林、適正人工林、自然林、天然林）のゾーニングを推進し、その目的に応じた森林整備を促進するとともに、森林の保全と宇陀市産木材の活用を含め多面的利用を促進する。

③ 商工業

■商店街の活性化支援

宇陀商工会と連携して、プレミアム商品券等地域振興券を発行し、地域の活性化と消費購買力の市外流失防止を図り、地域の経済循環を活性化する。

また、商業サービス環境の充実とにぎわいの創出を図るため、観光情報の発信や地元特産品の販売強化等によるまちのにぎわい創出や飲食店・物販店の立地誘導や空き店舗改修費を補助し、商店街の活性化により、魅力ある商業地の形成を図る。

■地元事業所活動の促進・支援

中小企業や地域の産業の振興を図るため、経営改善への支援、商品開発や販路拡大、情報発信への支援等を行う。また、国等の補助事業に対して応募する市内事業者に対して資料の作成方法や作成補助、ノウハウを伝授し、国の補助事業の取得を支援する。

加えて、地場産業である毛皮革産業の振興のため、毛皮革産業の後継者育成や、工場団地機能の安定化を図る。

■新たな産業の展開

市内で創業、企業立地を促進し、新たな産業の展開を図る。

本市は、産業ゾーンとして位置づけられたほとんどが市街化調整区域であり、土地利用規制から産業用地として利用が困難な中、市街化調整区域において地区計画を定めることにより、保全と活用のメリハリのある環境と調和したソフト・ハード面の両面から企業を誘致しやすい基盤整備を進める必要がある。

④ 観光

■観光基盤の維持・整備

誰もが観光しやすい環境を創出するため、市内の案内看板の整備や、登山道や観光休憩スペースをはじめとした観光施設等の整備を進める。

また、近鉄榛原駅・室生口大野駅・三本松駅において、観光客への市内観光地のPRや地域のイメージアップを図り、観光振興を図る。

さらに、住民参加による「おもてなし」施設運営等による地域の活性化により、市民が愛着を持てるまちづくりを進める。

■地域資源を活かした観光・交流の創出

本市のさまざまな地域資源や歴史・文化遺産を活用し、宇陀市らしい多様な体験プログラムを創出し、それぞれをネットワーク化するなど、魅力的な体験型観光の創出を図り、観光客の誘致に取り組む。

さらに、スポーツツーリズムの推進によるスポーツ団体のイベント誘致や大会の主催等を行い、交流人口の増加を目指す。

■観光誘客の活性化

観光協会や宇陀商工会と連携し、ホームページや SNS などの多様なメディアを活用した情報発信や鉄道事業者等の旅行エージェントと連携した観光 PR 等、誘客活動を推進する。また、近隣自治体と連携し、広域的な観光も展開する。

⑤その他

■情報通信産業の振興

現在、当該地域に情報サービス業等に属する事業所は存在しないが、既設の光ケーブル等を活用することで、地理的条件による不利が比較的少ない業種であることから、情報サービス業等のサテライトオフィスの誘致等について検討する必要がある。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	宮奥ダム施設整備事業	宇陀市	
		農業用水路等長寿命化負担 金事業	奈良県	
		特定農業振興ゾーン改修 事業	奈良県	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	ナシガ谷前処理場改修事業	宇陀市	
		ジビエ利活用施設設置事業	宇陀市	
	(9) 観光又はレクリエ ーション	道の駅改修事業	宇陀市	
		菟田野イベント広場整備 事業	宇陀市	
		ふるさと魅力発見地域活性 化事業	宇陀市	
		観光拠点施設環境整備事業	宇陀市	
		駅前広場整備事業	宇陀市	
		史跡宇陀松山城跡保存整備 事業	宇陀市	
		(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	特定農業振興ゾーン支援負 担金事業	奈良県
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 観光	宮奥ダム施設修繕事業	宇陀市	
		観光拠点施設修繕事業	宇陀市	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 観光	道の駅修繕事業	宇陀市	
		企業誘致事業	宇陀市	
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致				

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	産業・観光施設指定管理委 託事業	宇陀市	
		毛皮革振興協議会負担金 事業	宇陀市菟田野 毛皮革産業振 興協議会	
		農林会館駐車場改良工事	宇陀市	
		スポーツツーリズム事業	宇陀市	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
宇陀市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 事業計画」のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

宇陀市公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 情報基盤の整備

ケーブルテレビ網の整備とインターネット等を利用するための情報通信基盤の整備は、市内全域において完了している。今後は国が進めるデジタル社会の実現に向けて、各種行政手続きにおけるインターネットによる提供、申請・届出等のオンライン化の推進に加え、市民が常にインターネットを通じて必要な情報を容易に入手し、充実した行政サービスを受けられるシステムの構築を進める必要がある。また、市民が安心して利用できるよう情報セキュリティの強靱化を図り、安全性と信頼性の確保が求められている。

(2) その対策

①情報基盤の整備

■デジタル化の推進

国が進める自治体DX推進計画を実現するため、マイナンバーカードの普及促進を図り、マイナポータルからマイナンバーカードを用いた行政手続きのオンライン化を進める。

また、ICTやAIを活用した行政事務の効率化及び省力化による行政手続き等の迅速化を検討し、更なる行政サービスの向上を図る。

教育の現場においても、国が進めたGIGAスクール構想により、児童・生徒への一人一台のタブレット端末の配備が完了したことから、今後は、教職員への研修の実施等により効率良く授業等で活用していけるよう支援に努める。

一方、ICTは利用者にとって便利な反面、これを悪用したトラブルや犯罪、複雑化・高度化するサイバー攻撃等が増加していることから適切な情報セキュリティ対策を講じていくことが重要となる。

■情報通信環境の高度化

市内の利用優先度の高い公共施設の公衆無線LANの整備や観光客が訪れやすい環境整備など新しいデジタル通信技術の検討を進める。

さらに、商工産業の再生・活性化を推進するため、革新的な技術を活用できる次世代の人材の確保や育成に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における 情報化	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業 情報化	自主放送番組製作委託事業	宇陀市	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業 その他	防災行政無線修繕事業	宇陀市	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

宇陀市公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 交通体系

本市の広域的な幹線道路については、国、県道の整備促進に取り組み、市民の利便性の向上や広域的な観光、産業の活性化につながるよう整備をしている。市道などの生活道路整備については、安全性、利便性の向上が急務で、大規模な舗装修繕等が求められており、年次計画のもと継続的な修繕工事を実施している。車両の通行や歩行者の安全面から、住民の日常生活に影響をきたしているため、今後も引き続き集落間を結ぶ主要道路、生活道路の整備を進め交通ネットワークを確立することが必要である。また、市街地を中心により安全で暮らしよい道路網の整備計画を立て、歩行者や自転車通行者へ配慮した歩道等の整備も計画的に整備していくことが求められている。

一方、公共交通機関については、市民生活の利便性向上や、観光客の来訪や周遊環境の向上にとって重要なものであり、本市では現在、鉄道とバス等が運行されている。

近鉄大阪線については、通勤・通学での利用など重要な役割を果たしている。しかし、人口減少時代に入った現在、乗降客数が減少傾向にあり、今後は定住促進や交流施策による乗降客数の増加を図る必要がある。また、バスについては、利用者が減少する傾向にあり、他の交通機関との連携も含めた公共交通ネットワークの形成が求められている。道路交通を取り巻く環境が複雑化しているなかで、交通安全施設の整備と市民一人ひとりの交通安全意識の向上を推進していく必要がある。

(2) その対策

①交通体系

■安全で快適な道路環境の整備

今後も主要な市道の整備計画を立て、利便性の高いネットワークの構築を進める。

また、良好な道路景観の美化を図る等、快適で安全に移動できる道路環境の創出に努める。さらに、道路交通の安全を確保するため、舗装、橋梁、トンネル等の定期的な点検や計画的な補修等を行う。

■鉄道・バス等地域交通の連携

駅前広場や駐車場の整備を行い、鉄道、バス、自動車など安全・安心に利用できる地域交通拠点の整備を行う。

■地域公共交通の充実

公共交通の空白地を補うため、ラストワンマイルの移動を担うグリーンスローモビリティの導入に向けた社会実験の実施を検討する。

主要拠点地点を中心とした多様な交通手段の活用・連携や乗り継ぎ利便性向上により、市内全域における地域公共交通網の形成を図る。

■交通安全施設の整備

交通事故の未然防止のため、安全に通行できる交通安全施設の整備を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	各市道改良事業	宇陀市	
		近鉄分断解消道路改良事業	宇陀市	
	(1)市町村道 橋りょう	各橋梁長寿命化修繕事業	宇陀市	
	(1)市町村道 その他	各トンネル長寿命化修繕事業	宇陀市	
		防草シート設置事業	宇陀市	
	(2)農道	県営一般農道整備事業	奈良県	
	(6)自動車等 自動車	バス購入事業	宇陀市	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	地域交通対策事業	宇陀市社 会福祉協 議会等	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 交通施設維持	道路舗装維持補修事業	宇陀市	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 その他	駐車場整備事業	宇陀市	
(9)過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路や橋りょう等について、計画的な維持修繕・長寿命化の方針に基づき、必要な事業を実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上下水道施設

水道については、平成29年4月から上水道と簡易水道を経営統合し企業会計により運営を行っている。これにより財政状況の実態が明らかになり、より一層の経営努力や効率化が必要とされる。また市内の水道未普及地域の解消に取り組んで行かなければならない。

下水道については、令和2度末における下水道の整備率は90.5%に達したが、今後もより一層の生活環境の整備及び下水道処理区域内の水洗化を促進する必要がある。

さらに、上下水道については、市民生活を支えるライフラインであるため、今後とも日常の利便性の確保とあわせ、災害に強く、安心して利用できる施設として、既設施設の更新事業を進めていく必要がある。

② 消防・防災施設

近年多様化、大規模化する災害から市民の生命と財産を守り、市民が安心して暮らせるよう、震災、風水害、火災などの災害に対する未然防止対策、地域防災体制、消防体制、自主防災体制など危機管理体制の強化が求められている。

また、市民の防災に対する意識向上を図り、消防団をはじめとした地域における防災・消防体制の確立を目指すとともに、災害時に地域や関係機関、行政が一体となって活動できる体制を構築する必要がある。

③ 循環型社会の構築

人口減少が続いているものの、処理施設における一般家庭ごみの投入量は横ばい傾向であることから、一人当たりの排出量は増加していると推測できる。持続可能な循環型社会の構築に向け、適正かつ効率的な処理を確保するため、ごみ処理の広域化を図るとともに、市内に3ヵ所ある処理施設の集約化が喫緊の課題である。

併せて、ごみの減量化、資源化など、資源循環型の新たな理念の観点からまちづくりを進めるための積極的な取り組みが必要である。

④ 施設整備

市内に2ヵ所ある火葬場は、榛原斎場は昭和55年、大宇陀火葬場は昭和63年に建設されたものである。施設が老朽化しているため、これまで長寿命化を図ってきた。

良好な環境の確保と安心して利用できるよう適正管理が求められているが、集約化を見据えた施設の更新を検討する必要がある。

(2) その対策

①上下水道

■安定的な水の確保

安全な水を安定して供給するため、水道未普及地域の解消、水道施設の耐震整備及び水源の安定確保に努めます。

■下水道整備事業の推進

下水道施設整備を計画的に進めると共に、既設施設の長寿命化を図るため更生、更新事業を進める。

■下水道の利用普及

下水道処理区域内において、広報誌等により下水道未接続家屋への接続を促すことにより、水洗化の積極的な促進に努める。

②消防・防災施設

■災害の未然防止対策の推進

河川等の危険箇所について、計画的な改修・整備に努める。また、主要な公共施設や住宅の耐震化を促進する。

■防災・消防体制の確立

震災、風水害、火災等の災害に対して、地域や関係機関、行政が一体となった防災体制の確立を図り、災害時における円滑な避難・防災活動が行えるよう、防災拠点施設や情報通信システム等の整備を図る。さらには、消防団員数の減少に伴い、消防団組織の再編と自助・共助による地域の自主防災組織・体制の充実を図る。

■防犯体制と消費者保護の強化

犯罪の多様化傾向に対して、地域と警察等が連携しつつ、地域防犯体制・活動の充実や消費者保護の強化に努める。

■自主防災体制の充実

消防団や自主防災組織の充実が図られるとともに、各家庭においても避難場所の周知や備蓄を心がけるなど、市民一人ひとりの防災意識・防犯意識の高揚に努める。

③環境衛生

■ごみの減量・資源化の促進

市民一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、市民が主体となったごみの減量化・資源化に対する取り組みを支援する。

■廃棄物等処理施設における整備・体制の充実

広域的な連携によるごみ処理施設の整備・充実に努めるとともに、収集体制の充実に努める。市内全域のリサイクル体制のもと、安定したリサイクル処理を行うため、処分施設の整備を検討する。

また、効率的なし尿の適正処理に努め、良好で衛生的な生活環境の確保を図る。

■火葬場等の整備

市営榛原斎場や市営不帰堂火葬場及び市営霊苑について、施設・周辺環境の整備を含め適切な管理・運営を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	水道未普及地域解消事業	宇陀市	
		水道施設遠隔装置整備事業	宇陀市	
	(2)下水処理施設 公共下水道	下水道施設点検調査業務	宇陀市	
		各地区管更生事業	宇陀市	
		各地区マンホール蓋更新事業	宇陀市	
	(2)下水処理施設 その他	合併処理浄化槽整備補助事業	宇陀市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処理施設広域化事業	宇陀市	
		最終処分場周辺整備事業	宇陀市	
		宇陀クリーンセンター設備更新事業	宇陀市	
		東宇陀環境衛生組合施設設備整備事業負担金	東宇陀環境衛生組合	
	(3)廃棄物処理施設 し尿処理施設	宇陀衛生一部事務組合施設設備整備事業負担金	宇陀衛生一部事務組合	
	(5)消防施設	防災コミュニティ等拠点施設整備事業	宇陀市	
		防火水槽整備事業	宇陀市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(5) 消防施設	奈良県広域消防組合普通建設 事業負担金	奈良県 広域消防 組合	
		消防施設等整備事業	宇陀市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 環境	ごみ処理施設設置調査事業	宇陀市	
		排水施設修繕事業	宇陀市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	消防施設保全管理事業	宇陀市	
		自主防災組織支援事業	宇陀市	
		庁舎等設備修繕事業	宇陀市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	火葬場設備修繕事業	宇陀市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

事業の効率化、健全な運営を図り、災害や施設の老朽化に備えて計画的に点検・修繕・更新を行う。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

全国的に少子高齢化が進む中で、本市においても令和元年度には高齢化率が40%を超え、介護を必要とする高齢者の増加がみられ、高齢者福祉の充実がより一層、重要となっている。

一人暮らしの高齢者や夫婦のみの世帯及び認知症の方が増加している中で、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療あんしんセンターを中心に医療、介護、予防、住まい、生活支援体制が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化と推進に向けた取り組みが一層必要となる。

② 児童福祉、母子・父子福祉

少子化は急速に進行し、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けている。

子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっている。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となる。

③ 障がい者（児）福祉

障害者制度については平成23年度には「障害者基本法」が改正され、平成24年6月国会で成立した障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法」が平成25年4月より施行されている。

だれもが住み慣れた地域で、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築いていくため、障がいのある人も社会のあらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、また、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会をめざしていかなければならない。

今後も、すべての人が障がいの有無に関わらず等しく個人として尊重され、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として社会活動に参加し、互いに支え合うことのできる「地域共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていくことが必要である。

④ 地域福祉

核家族化や価値観の多様化が進み、昔ながらの近所づきあいが希薄になるなかで、雇用の不安定や災害時の不安、無縁社会といった孤立化の問題も生じており、あらためて地域の絆の大切さが見直されている。

さまざまな生活課題を抱えた人が孤立することなく、適切な相談や見守り・支援を受けられ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域福祉の推進を図ることが重要であり、行政だけでなく、地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、各種福祉団体など、それぞれの活動が連携した協働によるまちづくりが行えるよう、地域間によるネットワークの構築が必要である。

(2) その対策

① 福祉全般

■断らない福祉相談支援体制の構築

制度の狭間や複合的な課題を抱えながらどこに相談に行けばよいか分からない人からの幅広い相談を受け付けるとともに市民に寄り添い、最後まで面倒を見ることが出来る伴走支援を行うために、包括的な相談支援体制を構築する。

② 高齢者福祉

■高齢者介護・福祉サービスの充実

高齢者等が介護を必要とした場合にも、できる限り住み慣れた地域で生活できるように、介護関係機関等の連携によりサービスの向上を図る。

また、地域福祉計画をもとに、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会や、ボランティア団体等の各種関係団体の連携強化、地域の関係者や住民による見守りや助け合い活動の推進を図り、高齢者の生活を地域全体で支える体制を構築する。

■介護予防の推進

高齢者は生活活動が不活発になると、原因となる病気がなくても、骨や関節、筋肉等の機能が低下し、虚弱な状態に陥り、要介護状態になる危険性が高くなる。

そこで、介護予防が必要となる虚弱な状態である高齢者を把握し、介護予防事業等への参加を促す。また、年齢や心身の状態によるわけ隔てなく、地域で高齢者同士が誘い合って、参加できる介護予防活動として「住民主体の通いの場」を充実させる。

さらに、要支援・要介護状態になっても、それ以上に悪化しないように、高齢者一人ひとりが自らの健康増進や介護予防に関心を持ち、生きがいや役割を持って生活ができるよう支援する。

③ 児童福祉

■仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立を実現するために、市民のニーズに合わせた多様な保育サービスの充実を図る。

■子育て支援の充実

子育て支援環境の充実を図るため、子育て支援センターの機能の充実や、子育てネットワークの育成、出産・育児・子育てに関する相談・交流・情報交換等の支援、児童虐待の早期発見・早期防止のための関係機関の連携強化を図る。

■困難を抱えた家庭への自立支援

ひとり親家庭や障がい児家庭など、困難を抱えた家庭への相談や生活支援を進める。

■母子保健事業の充実

女性が安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりや、子どもの健やかな成長のために、電話・面接・訪問等による個別相談・支援、検（健）診や学びの場の実施、関係機関との連携等、妊娠期からの継続した相談支援体制を充実させる。また、一般不妊治療・不育症治療の助成をすることで、経済的負担の軽減を図る。

③ 障がい者の福祉

■障がい者の生活支援

障がい者が、安定した生活ができるよう、適切な支援やサービスが利用できる体制づくりを進める。特に、訪問系サービス、居住系サービス、日中活動系サービス等の障がい福祉サービスの充実を図るとともに、効果的かつ適切なサービス提供が行えるよう、ケアマネジメントシステムの構築を図る。

■障がい者の社会参加の促進

障がいに関する啓発や関連団体の活動支援等を進め、障がいに対する理解を深め、障がい者が地域活動等、あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう地域福祉の推進を図る。

④ 地域福祉

■地域福祉ネットワークの確立

市民の福祉に対する理解と参加を促すとともに各種関係団体と連携し、ともに支え合い、助け合う地域福祉ネットワークの形成を図る。

■地域福祉の環境づくり

身近な地域で助け合い、支え合う地域福祉活動を促進するとともに、ユニバーサルデザインの普及に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	大宇陀こども園大規模改修事業	宇陀市	
		地域子育て支援施設整備事業	宇陀市	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	就学前施設整備事業	宇陀市	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	中央保健センター修繕事業	宇陀市	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	文化施設指定管理委託事業	宇陀市	
		医療介護あんしんセンター 修繕事業	宇陀市	
		文化施設修繕事業	宇陀市	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設の効率的な管理運営方法を検討するとともに、耐震化及び長寿命化を図り計画的に事業を実施する。

8. 医療の確保

(1) 現状と問題点

① 地域医療体制

平成29年より、これまで地域医療を担ってきた開業医の閉院が相次ぎ、地域医療の空洞化がおこった。今後も開業医の高齢化・後継者不足により、同じような地域が増加すると考えられる。

さらに、地域医療が空洞化した地域は高齢化率も高く、自家用車で受診することも困難であるため、住み慣れた地域で、安心して必要な医療や介護が受けられる体制が必要である。

② 保健体制

長寿命化が進むなか、身体面の健康だけでなく、生きがいを感じ、安心して豊かな生活を送るために、健康寿命を延ばす取り組みが注目されている。

特に、高齢者ができる限り要介護状態にならずに健康で生き活きと暮らすためには、壮年期からの健康づくりや生活習慣病予防等に取り組む必要がある。

健康づくりのためには、当事者に対する支援体制の整備をはじめ、市民一人ひとりが運動や食生活、こころの健康づくりに積極的に取り組むことやさまざまな健康活動が活発に行われるような機会を創出することが重要である。

(2) その対策

① 地域医療体制

■医療体制の充実

本市においては、生活習慣病等に対応する日常的な診療体制や重症化予防を図る医療体制、高齢化に伴う在宅医療を推進する体制を整備するとともに、病院と診療所間の地域医療連携を強化する。

特に、深刻な医師不足については、慢性疾患等に対する日常的な診察や在宅医療等のニーズが高い医療に関して、医師を確保する取組みを促進するとともに、高度専門性が高い医療や救急医療等は近隣市町の協力を得ながら広域的に対応できる体制を構築する。

■地域医療と福祉の連携の推進

本市では、さまざまな医療情報や介護情報を ICT で一元管理し、医療機関や介護事業者などが双方向に情報連携できる「宇陀けあネット」を導入している。このシステムを利用することで、医療機関双方の連携、医療と介護の情報連携を円滑に行い、効果的、効率的で質の高いサービスの提供を目指す。

■国民健康保険・福祉医療費助成の推進

病気の早期発見、早期治療ができるように、国民健康保険加入者に対して人間ドック等の費用の一部助成等を行う。

また、子どもや高齢者に対する医療費の補助等を行うことで、誰もが安心して暮らせるまちを目指す。

② 保健体制

■健康づくり活動の支援

市民一人ひとりが運動や食生活、こころの健康づくりにも積極的に取り組み、疾病予防や健康づくりを目指す。

また、地域においてもさまざまな健康活動が活発に行われるような機会を創出する。

■保健事業の充実

感染症の発症や重症化を予防するため、感染症の予防に有効であるワクチンの予防接種の啓発や接種勧奨を行い、接種率の向上を図る。

また、こころの病気について十分な理解を深める機会を増やすとともに、精神疾患を抱える方やその家族、自死遺族等ハイリスク者への支援を充実し、自殺対策計画の推進を図る。

■健診を受けやすい体制づくり

自覚症状がないままに進行する生活習慣病を予防するため、まずは自分の体を知るために毎年健診を受けることの大切さを多くの人に知ってもらい、健診を受けやすい体制をつくる。

■健康づくり活動の促進

積極的な疾病予防や健康づくりをめざす市民ひとり一人の活動を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設 病院	医療機器等購入事業	宇陀市	
	(2) 特定診療科に係る診療施設 巡回診療車(船)	地域医療体制構築事業	宇陀市	
	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業 自治体病院	地域医療提供体制推進事業	宇陀市	
	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

宇陀市公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 教育環境の整備・充実

「未来を託す大切な宝」である子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生きぬく力を身に付けるために、学校・家庭・地域のつながりを強化しながら、時代の変化に対応した教育活動を推進し、中長期的な展望のもと、宇陀市にふさわしい教育環境を充実させる必要がある。

② 生涯学習、スポーツ・レクリエーション

生涯にわたって楽しく学習できるよう社会教育施設・社会体育施設は、人や社会とのつながりを深めるための活動場所として利用されている。

少子高齢化に伴い、生涯学習に関わる社会的状況が変わりつつある中で、市民一人ひとりが心豊かに健康で生きがいを大切にし、充実した学びの機会を提供できる生涯学習施策を推進する必要がある。

(2) その対策

① 教育環境の整備・充実

■ 学校教育内容の充実

子どもたちが心身ともに豊かでたくましく成長できるよう、家庭・学校・地域が一体となって、地域に密着した特色ある学校づくりと教育内容の充実に努める。このため、教職員の資質向上や、教育相談の充実、情報化・国際化等への対応や体験学習・環境教育等の教育カリキュラムの充実、文化・芸術にふれる機会の充実に努める。

■ 学校の教育環境の充実

学校の教育環境を充実するため、学校施設の老朽化対策など安全で安心して学べる学習環境の整備を進める。

さらに、学校給食センターが老朽化していることから、建替えを行うとともに、新しい給食センターと関係機関が連携しながら、「地産地消」や「食育」を推進する。

② 生涯学習、スポーツ・レクリエーション

■ 生涯学習環境の充実

生涯学習の推進を図るため、既存の生涯学習関連施設のさらなる機能充実と活用、ネットワーク化を図る。

■地域の教育力の醸成

地域における生涯学習活動の推進を図るなかで、地域ぐるみの子育て支援や青少年のコミュニティ活動などにおける指導者の確保と育成に視点をおいた取り組みを推進する。

■生涯学習の促進

子どもフェスタなど市民協働による学習ふれあいイベントを開催するとともに、多様な生涯学習講座やイベントへの参加を促進する。

■スポーツ環境の充実

スポーツ施設の計画的な整備・統廃合や設備の充実を図り、既存施設の利用促進や適正な維持管理に取り組む。

■生涯スポーツ活動の支援

一市民一スポーツを目指し、スポーツボランティア制度の充実、指導者やサポーターの育成支援に努める。

■生涯スポーツの促進

誰もが、いつでも自分の体力と技能に応じて自由に参加できる総合型地域スポーツクラブをはじめ、生涯スポーツ活動への参加を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	中学校バリアフリー化事業	宇陀市	
		小学校校舎大規模改修事業	宇陀市	
		小中学校屋上防水事業	宇陀市	
	(1) 学校教育関連施設 屋内運動場	小学校屋内運動場LED化事業	宇陀市	
		中学校屋内運動場LED化・大規模改修事業	宇陀市	
	(1) 学校教育関連施設 スクールバス・ボート	スクールバス等購入事業	宇陀市	
	(1) 学校教育関連施設 給食施設	学校給食センター建設事業	宇陀市	
	(1) 学校教育関連施設 その他	小学校維持・管理対策事業	宇陀市	
	(3) 集会施設・体育施設等 公民館	公民館等改修事業	宇陀市	
	(3) 集会施設・体育施設等 集会施設	集会所等改修事業	宇陀市	
	(3) 集会施設・体育施設等 体育施設	遊休地活用事業	宇陀市	
		社会体育施設等照明設備LED化事業	宇陀市	
		社会体育施設維持修繕事業	宇陀市	
		社会体育施設等長寿命化改修事業	宇陀市	
	(3) 集会施設・体育施設等 その他	公園施設長寿命化対策支援事業	宇陀市	
		都市公園健康遊具設置事業	宇陀市	
		公園整備事業	宇陀市	
		公園施設防草シート設置事業	宇陀市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 その他	公園施設修繕事業	宇陀市	
		スクールバス等運行事業	宇陀市	
		社会体育施設等修繕事業	宇陀市	
		公民館等修繕事業	宇陀市	
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

宇陀市公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

郊外型大型店舗の進展による商圈の拡大に伴い、購買層の市外流出傾向が続いている。空洞化が進む市街地部の商店街や小規模店舗については、地域住民等との連携により、景観整備など各地域の特性を活かした特色ある商業空間、形態の創出を図るとともに、「福祉」や「健康」などの観点からも歩いて楽しめるコンパクトなまちづくりが求められる。

(2) その対策

小さな拠点づくりに向けて、地域の拠点をネット（網状）で結ぶことで、各地域の中心地へのアクセスを向上させる等で、誰もが住み良いコンパクトなまちづくりの実現を目指す。

また、人口減少問題の対策としては、自然に恵まれた本市の特性を活かした魅力ある定住対策が必要であり、そのためには、市内各所に点在する田園地帯の「農」を有効活用するなど、多様なライフスタイルに対応した創意工夫が求められる。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集会所等整備事業補助金	自治会	
		集会所等解体事業	宇陀市	
		集会所等施設整備事業	宇陀市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

宇陀市公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市には、史跡宇陀松山城跡や宇陀市松山伝統的建造物群保存地区をはじめ、室生寺の仏像、建造物など多くの国・県・市指定の文化財がある。

また、スズラン、カザグルマなど国指定天然記念物も生育しており、これらの貴重な文化財の保存、修復については計画的に実施している。

しかし、これらの文化財の中で、民俗的な行事については、少子高齢化による後継者不足が重要な課題となっている。

今後、歴史資源や伝統文化を地域資源として有効活用していくには地域住民と協働しながら環境整備をはじめ、防犯・防災設備を整備していく必要がある。

(2) その対策

■文化財の保護・活用

地域に伝えられてきた文化財・伝統芸能・美術・祭り・行事・人物等に関する資源・資料・情報等について、保存・管理を図るとともに、広報活動を充実し、身近に感じられるように活用する。また、埋蔵文化財や郷土資料等の展示活用を図る。

■伝統文化の継承

伝統文化を継承していくため、保存会組織や後継者を育成するとともに、活動を通じて新たな魅力づくりに努め、観光施策との連携を強化する。

■歴史・文化資源の整備と充実

史跡や重要伝統的建造物群保存地区の歴史的なまちなみの整備を進める。また、埋蔵文化財や郷土資料等の展示活用を図る。

■芸術文化環境の充実

文化・芸術・教育など、さまざまな分野の事業を進めるとともに、文化・芸術に対する関心や期待の高まりに応えるため、鑑賞から創作へとつなげていけるような文化・芸術振興を図る。

■芸術文化活動の促進

文化団体や住民グループ、芸術家等の連携により、地域の多彩な自然等の資源を活用した芸術・イベントの拡充が図られるとともに、市民一人ひとりが地域にある文化財の保護活用、啓発活動、学習会へ参加し、住民の芸術文化活動の活性化を図ることを促進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化会館長寿命化事業	宇陀市	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	文化施設指定管理委託事業	宇陀市	
		重伝建地区伝統的建造物改 修補助事業	文化財 所有者	
		文化財補助事業	文化財 所有者	
		天然記念物保存・保護事業	宇陀市	
		文化会館設備修繕事業	宇陀市	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという宇陀市公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

エネルギー利用が不可欠な日常生活や企業活動において、化石燃料の使用は、大気汚染や地球温暖化、酸性雨等の地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす原因となっていることに加え、化石燃料の枯渇が予想されている。また、2011年（平成23年）3月の東日本大震災とそれに伴い起きた福島第一原子力発電所事故以後、省エネルギーの推進及び化石燃料に代わる太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの普及が課題となっている。

(2) その対策

公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進し、市民への普及啓発を行う。

また、化石燃料依存の生活を改めるよう、市民や事業者に対する意識の高揚、情報提供に努めるとともに、周辺環境等に配慮し、再生可能エネルギーの活用を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1. 再生可能 エネルギーの利 用の推進	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設における再生可能エネルギーの導入等にあたっては、公共施設等総合管理計画等との整合性を図るものとする。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

近年においては、子育て、教育、人権、福祉、環境保全、防災、防犯、交通など多くのまちづくりの分野で、地域内での連携や活動が重要となっている。これらの各分野で市民が主体的にまちづくりに参加するためには、自分のまちに対する誇りと愛着を持ち続けられるよう、市民の手による市民のためのまちづくりを進めていくことがますます必要となる。

(2) その対策

本市では、住民と行政の協働によるまちづくりを行うために、まちづくり協議会を設置して、分権時代に即した地域自治、協働の仕組みづくりを行うため、効率的かつ柔軟で即応性の高い施策の展開を図っていくことを目指している。

今後、市民と行政が役割分担を明確にし、対等な立場でお互いが責任をもってまちづくりを行うことができるよう、積極的に住民活動を支援し、市民と行政が協働して公共サービスの向上を目指していく必要がある。そして、これまで以上に多くの人々が世代や地域などを越えて交流し、支え合い、助け合う暮らしを展開していくことが求められる。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の 持続的発展に関し 必要な事項		過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業 移住・定住	定住促進奨励金	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		空き家対策・起業者支援事 業補助金	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業 地域間交流	まちづくり協議会支援事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		いきいき地域づくり補助金 事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		まちづくり活動応援補助金	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業 第1次産業	特定農業振興ゾーン支援負 担金事業	奈良県	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		宮奥ダム施設修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業 観光	観光拠点施設修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		道の駅修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業 企業誘致	企業誘致事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	産業・観光施設指定管理委託事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		毛皮革振興協議会負担金事業	宇陀市菟田野毛皮革産業振興協議会	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		企業誘致事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		農林会館駐車場改良工事	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		スポーツツーリズム事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
3. 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	自主放送番組製作委託事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	防災行政無線修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
4. 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域交通対策事業	宇陀市社会福祉協議会等	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	道路舗装維持補修事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	駐車場整備事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	ごみ処理施設設置調査事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		排水施設修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	消防施設保全管理事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		自主防災組織支援事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		庁舎等設備修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	火葬場設備修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	就学前施設整備事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	中央保健センター修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 その他	文化施設指定管理委託事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		医療介護あんしんセンター修繕 事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		文化施設修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
7. 医療の確保	(3)過疎地域持続 的発展特別事業 自治体病院	地域医療提供体制推進事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	(3)過疎地域持続 的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
8. 教育の振興	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 その他	公園施設修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	スクールバス等運行事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		社会体育施設等修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		公民館等修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	集会所等整備事業補助金	自治会	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		集会所等解体事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		集会所等施設整備事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
10. 地域文化 の振興等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	文化施設指定管理委託事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		重伝建地区伝統的建造物改修補 助事業	文化財 所有者	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	重伝建地区伝統的建造物改修補 助事業	文化財 所有者	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		文化財補助事業	文化財 所有者	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		天然記念物保存・保護事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		文化会館設備修繕事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
11. 再生可能エ ネルギーの利用 の推進	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 基金積立	過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
12. その他地域 の持続的発展に 関し必要な事項		過疎地域振興基金造成事業	宇陀市	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。